

平成30年度
山武市医学生奨学金等貸付募集要項



平成29年11月

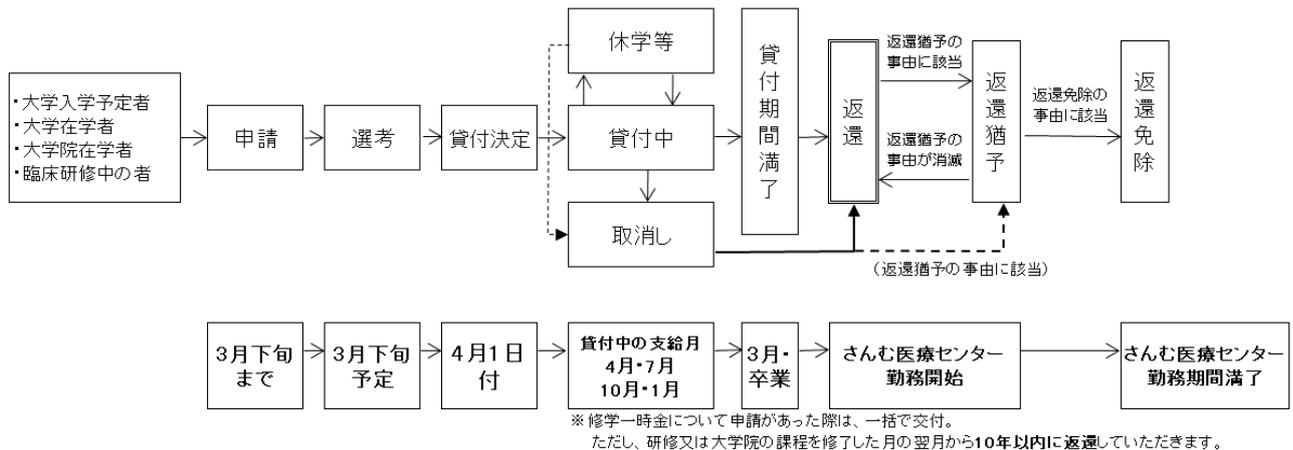
保健福祉部 健康支援課

一 制度の概要 一

地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「さんむ医療センター」という。）の医師の確保を図るため、将来、医師としてさんむ医療センターの業務に従事しようとする医学部の学生等に対し、修学等に必要な奨学金等を貸付けします。

※詳細については、山武市医学生奨学金等貸付に関する条例及び同施行規則をご覧ください。

【貸付制度のフロー】



1. 申請資格

山武市に5年以上住所を有したことがあり、さんむ医療センターにおいて診療業務に従事する意思のある医学部大学生、臨床研修医、大学院生。

（上記は、住民票または戸籍の附票等の公的機関発行の証明書で証明する必要があります。）

※都道府県の医師修学資金等の貸付けを受けている者、若しくは、受けた者でその返還の債務の履行を終えていない者等を除きます。

本制度は、医師の育成を図ることを目的とした貸付けではありますが、貸付が免除される条件を満たさない場合はすべて返還（有利子）となりますので、ご注意ください！！

2. 貸付金額

- ①医学生奨学金 月額20万円 四半期（4・7・10・1月）ごとに3ヶ月分を交付
- ②修学一時金 1,000万円以内（申請受付後、内容を審査し、一括で交付）

【修学一時金（貸付）について】

医学生奨学金の貸付けを受ける大学生で、貸付けを希望する方は授業料等修学に必要な経費を貸付します。修学一時金と奨学金は重複して貸付けを受けることができますが、修学一時金については償還していただく必要があります。

※※※修学一時金の償還方法※※※

臨床研修又は大学院の課程を修了した月の翌月から起算して10年以内に（10年で償還する場合：貸付額を10（償還年数）で割った額を1年ごとに一括）償還していただきます。

3. 貸付期間

貸付決定の月から、大学卒業、臨床研修修了または大学院課程修了の月まで。

(ただし、大学生奨学金は6年、臨床研修医奨学金は2年、大学院生奨学金は4年を限度とし、全ての奨学金を貸し付ける場合は10年を限度とします。)

4. 募集人数

①奨学金：大学1年生～6年生、臨床研修医または大学院生 2名以内

②修学一時金：大学1年生～6年生 1名

5. 申請方法

次の書類を、持参または郵送により提出してください。

【大学生奨学金】 ※山武市に5年以上住所を有していたことを証明するため、住民票のほかに戸籍の附票等が必要になる場合もあります。

提出書類	大学入学予定者	大学在学者
医学生奨学金貸付申請書(第1号様式)	○	○
履歴書	○	○
住民票の写し(世帯全部・省略のないもの)	○	○
在学または入学を証する書類	○※入学を証する書類	○※在学証明書
在学する大学の学長または 学部長の推薦調書(第2号様式)	×	○
成績証明書	○※高校等が発行するもの	○※在学する大学が発行するもの
保証書(第3号様式)	○	○
保証人の印鑑登録証明書	○	○
保証人の住民票の写し(個人・省略のないもの)	○	○

【大学院生・研修医奨学金】 ※山武市に5年以上住所を有していたことを証明するため、住民票のほかに戸籍の附票等が必要になる場合もあります。

提出書類	大学院生	臨床研修医
大学院生奨学金貸付申請書(第4号様式)	○	×
研修医奨学金貸付申請書(第6号様式)	×	○
履歴書	○	○
住民票の写し(世帯全部・省略のないもの)	○	○
在学または入学を証する書類	○	×
在学する大学院の学長または 研究科長の推薦調書(第5号様式)	○	×
研修実施計画書(第7号様式)	×	○
臨床研修を受ける医療機関等の開設者または 管理者の推薦調書(第8号様式)	×	○
医師免許証の写し	○	○
保証書(第3号様式)	○	○
保証人の印鑑登録証明書	○	○
保証人の住民票の写し(個人・省略のないもの)	○	○

【修学一時金の申請に必要な書類】

医学生奨学金の貸付けを受ける大学生で、貸付を希望する方は修学に必要な経費を貸付しますので、下記の書類を揃えて、申請してください。

※こちらの貸付は、償還が必要となりますので、ご注意ください！！

- (1) 修学一時金貸付申請書（第9号様式）
- (2) 修学一時金貸付申請理由書（第10号様式）
- (3) 修学一時金貸付保証書（第11号様式）
- (4) 保証人の印鑑登録証明書
- (5) 保証人の住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

※医学生奨学金及び修学一時金の申請には、募集要項に記載がある書類以外にも必要に応じて、所得証明書等の提出を求める場合もありますので、ご了承ください。

【保証人について】

申請時には、保証人を2名立てていただく必要があります。申請者が未成年の場合は、保証人のうち1名を親権者または未成年後見人としてください。

保証人となれる人は、成年で独立の生計を営み、奨学金の償還及び利息の支払いの債務を、連帯して負担する責任を負うことができる者としてします。このため、同一生計内から2名立てることはできません。

6. 申請期限

平成30年3月26日（月）必着

注）持参の場合、土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は行っていません。

注）郵送で提出する場合は、必ず「書留」にしてください。

7. 選考方法

書類及び面接審査（面接の日時及び会場は別途連絡します。）

8. 奨学金の償還（返還）免除

臨床研修を修了または大学院の課程を修了し、直ちに、貸付期間と同期間（1年未満の月数があるときは、これを1年とする。）、医師としてさんむ医療センターに勤務したとき、奨学金の償還及び利息を全て免除します。

※追加書類として「借用証書」及び「保証人の印鑑証明書」等を提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

※奨学金の償還免除について、免除された奨学金が所得扱いとなり、所得税及び住民税の課税対象となる可能性があります。詳しくは税務署等にお問い合わせください。

9. 奨学金等の償還（返還）

退学、研修中止など貸付け目的を達成する見込みがなくなったときなどは、奨学金等の貸付けを中止し、原則一括にて償還（返還）していただきます。（その他償還についてのご相談は、随時対応いたします。）

※追加書類として「借用証書」及び「保証人の印鑑証明書」等を提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

（1）償還利息

奨学金等の貸付けが中止されたときや、目的を達成する見込みがなくなったと判断されたときには、償還決定の日から償還の日までの日数に応じ年2.7%の割合（平成29年11月8日現在。実際は、償還が生じた年の特例基準割合により算出します。）で計算した償還利息を支払っていただきます。

（2）延滞利息

奨学金等を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額に年9.0%の割合（平成29年11月8日現在。実際は、償還が生じた年の特例基準割合により算出します。）で計算した延滞利息を支払っていただきます。



〔お問い合わせ〕

- 書類提出先 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地
山武市 保健福祉部 健康支援課
電話 0475-80-1173 Fax 0475-80-1177